

九州大学大学文書館利用規程

平成16年度九大規程第210号
施行：平成17年4月1日
最終改正：平成27年3月18日
(平成26年度九大規程第96号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学内共同教育研究センター規則(平成26年度九大規則第92号)第31条の規定に基づき、大学文書館(以下「文書館」という。)が保存する資料(公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第2条第7項に規定する特定歴史公文書等を除く。以下「資料」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(資料の利用)

第2条 文書館に資料の目録を置き、一般の利用に供するものとする。

第3条 資料は、次の各号に掲げるものを除き、一般の利用に供するものとする。

- (1) 当該資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「法」という。)第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報が記録されていると認められる場合で、大学文書館長(以下「館長」という。)が当該資料(当該情報が記録されている部分に限る。)の一般の利用を制限しているもの
- (2) 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合で、館長が当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限しているもの
- (3) 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は当該原本が現に使用されている場合で、館長が当該原本の一般の利用の方法又は利用の期間を制限しているもの

(利用日)

第4条 文書館は、次の各号に掲げる日を除き、利用できるものとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年1月4日まで

(利用時間)

第5条 文書館を利用できる時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

(利用日等の変更)

第6条 前2条の規定にかかわらず、館長が必要と認めた場合は、臨時に利用日及び利用時間を変更することができる。

(閲覧)

第7条 資料の閲覧を希望する者は、館長が別に定める閲覧申込書を提出しなければならない。

第8条 資料は、文書館内の所定の場所で閲覧しなければならない。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(賠償)

第9条 資料の利用者が閲覧中の資料を破損、汚損又は紛失した場合は、資料の利用者に対し、賠償を求めることがある。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、資料の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

2 館長は、文書館にこの規程及び前項の館長が定める事項を備え付け、一般の閲覧に供するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 九州大学大学史料室利用規程(平成16年度九大規程第5号)は、廃止する。

附 則(平成22年度九大規程第154号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第96号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。